

令和 2 年 度 事 業 計 画 書

社会福祉法人宇和島市民共済会

I 本部会計

II 施設会計

第 1 種社会福祉事業

軽費老人ホーム ケアハウスいこい

第 2 種社会福祉事業

老人デイサービス事業老人デイサービスセンターいこい

指定通所介護・総合事業第 1 号通所事業（第 3 8 7 0 3 0 0 1 6 1 号）

公益事業

居宅介護支援事業所いこい

指定居宅介護支援事業所（第 3 8 7 0 3 0 0 3 8 5 号）

居宅介護支援事業所もみの木

指定居宅介護支援事業所（第 3 8 7 0 3 0 2 1 6 7 号）

宇和島市委託事業

「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業

地域力強化推進事業 「もみの木」

宇和島市生活支援体制整備事業（三間中学校圏域）

社会福祉法人宇和島市民共済会
令和2年度事業計画書
(本部会計関係)

目 的

社会福祉法人の基本理念である「福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業の他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない」に基づいて公平・公正な法人運営を図り、常に健全かつ活力ある経営を図ることで財政基盤を確立し、地域福祉の充実発展に寄与する。

また、常に事業内容、サービスの内容を把握し、利用者へのサービスの質の向上、職員の質の向上を図るとともに勤務条件の改善、人材の育成・確保に努めるものである。

I. 評議員・役員(理事・監事)の選任

- (1) 定款を遵守し、必要な要件を満たした社会福祉事業・経営に精通する知識・経験が施設運営に反映される構成に努める。

II. 評議員会・理事会の開催

- (1) 評議員会・理事会の開催手続きは、定款の定めによって行われ、要決議事項について適切な時期に評議員会・理事会を開催する。
- (2) 定足数等の必要な要件を満たし、要決議事項について実質的な審議を経て決議を行う。
- (3) 開催ごとに定められた形式で議案に関する発言内容を正確に記録し、重要書類として保管する。
- (4) 監事は定められた資格要件を満たし、必要な都度監査を行う。また、2年度においても、一名の監事に愛媛県社会福祉施設経営者協議会主催の社会福祉施設監事監査研修会を受講していただく。
- (5) 資料の配付・研修会等への参加を行い、社会福祉法人の基本的知識及び役員の役割を周知徹底していただく。

III. 資産・会計管理

- (1) 基本財産とその他の資産を適正に区分し、全ての財産を規程通りに管理する。
- (2) 社会福祉法人会計基準に基づき、適正に会計管理及び処理を行う。
- (3) 施設の実態を十分把握し、関係職員の意見を参考に実質的な予算を編成し、必要とあれば年度途中で適宜見直しを図り、適正な執行に努める。

- (4) 会計責任者と出納責任者を分離した内部牽制組織の維持に努める。
- (5) 決算は決められた時期に作成し、公認会計士による審査を受け、監事監査を経て理事会に諮り、評議員会に報告する。
- (6) 工事請負、物品の購入等に関しては、規定に基づいて契約を行い、適正な競争原理に基づいて業者の選定を行う。
- (7) 寄付金の受入には、適正な書類処理に努める。

IV. 人事管理

- (1) 法人が自主的な事業運営を積極的に展開していくために、職員の採用、育成、評価、処遇を一体的に考えた適切な人事管理に努める。
- (2) 職員の資質の向上を図るために、施設内研修はもちろんのこと、外部研修等への積極的な参加、各種資格取得に対しては法人として積極的に支援する。
- (3) 優秀な人材を確保するために、給与面のみならず福利厚生等の処遇面で、可能な限りの充実を図る。

VI. 安全管理

- (1) 必要に応じて消防計画・防災計画の見直しを行うと共に、職員に対して、計画・訓練の周知徹底を図る。
- (2) 定期的な防火設備及び可燃物の保管状況の点検を行う。
- (3) 防火訓練・津波避難訓練・風水害避難訓練を必要回数実施するとともに、入居者の状態に応じた工夫をし、入居者及び全職員に消火・通報・避難誘導訓練等の経験を積んでいく。
- (4) 消防機関・宇和島市危機管理課及び地域住民との連携強化を図っていく。
- (5) 非常災害時に対応するため、南予地区老人福祉施設協議会の施設間で締結された災害時相互援助協定に基づき連携強化を図っていく。

VII. 衛生管理・感染症対策

- (1) 職員全体がマニュアルに基づき、日常的に施設全体の衛生に努める。
- (2) 食品・飲料水等について、食品衛生法等に基づき、管理するとともに保健所等との連携をとる。
- (3) 職員に感染症対策に必要な研修会等に積極的に参加させ、感染症予防に努める。
- (4) 感染症対策マニュアルに基づき、汚物・医療用具・廃棄物等の処理に努める。また、必要に応じて関係各機関との連携を図る。
- (5) 多職種で構成される感染症対策委員会・事故防止委員会・防災対策委員会・身体的拘束等適正化委員会などの定期的な開催を実施し、それぞれの対応・対策について最善の方法等の協議を行う。

令和2年度役員会等行事予定

- | | | | |
|------|--------|-------------------------------------|--|
| 令和2年 | 5月 下旬 | 法人内部監査 | |
| | 6月 初旬 | 理事会開催 | |
| | | (1) 令和元年度施設運営経過報告 | |
| | | (2) 令和元年度本部会計・施設会計事業報告 | |
| | | (3) 令和元年度本部会計・施設会計収支決算報告 | |
| | | (4) 令和元年度内部監査報告 | |
| | | (5) その他 | |
| | 6月 下旬 | 評議員会開催 | |
| | | (1) 令和元年度施設運営経過報告 | |
| | | (2) 令和元年度本部会計・施設会計事業報告 | |
| | | (3) 令和元年度本部会計・施設会計収支決算報告 | |
| | | (4) 令和元年度内部監査報告 | |
| | | (5) その他 | |
| | 7～12月頃 | 理事会開催 | |
| | | (1) 施設運営経過報告 | |
| | | (2) 令和2年度本部会計・施設会計第一次収支補正
予算案の審議 | |
| | | (3) その他 | |
| | 12月 初旬 | 謝恩忘年会 | |
| 令和3年 | 3月 下旬 | 理事会開催 | |
| | | (1) 施設運営経過報告 | |
| | | (2) 令和2年度本部会計・施設会計第二次収支補正
予算案の審議 | |
| | | (3) 令和3年度事業計画案の審議 | |
| | | (4) 令和3年度本部会計・施設会計予算案の審議 | |
| | | (5) その他 | |

その他、必要時には随時、適正に理事会及び評議員会を開催する。